

山鹿市妊婦健康診査等費用助成事業実施要領を次のように定める。

令和8年4月1日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市妊婦健康診査等費用助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、妊婦の健康管理の向上及び安全な出産並びに出生した子の健康な発育を支援するため、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく妊婦健康診査等（以下「妊婦健診等」という。）を受診する者に対する妊婦健診等に要する費用（以下「健診費用」という。）の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(健診費用の助成)

第2条 健診費用の助成は、本市の住民基本台帳に記録されている者が当該記録をされた日以後において、市が契約により妊婦健診等の実施を委託した医療機関以外の医療機関又は助産所（以下「医療機関等」という。）で妊婦健診等を受診した場合に当該妊婦健診等を対象として行うものとする。

(助成対象妊婦健診等)

第3条 健診費用の助成の対象となる妊婦健診等の種別、受診の時期、診査の内容、受診回数及び助成額は、別表のとおりとする。ただし、健診費用の額が当該助成額を下回る場合は、当該健診費用の額を助成額とする。

(助成の申請)

第4条 健診費用の助成を申請しようとする者は、助成の対象となる妊婦健診等を受診した日の翌日から起算して1年を経過する日までに、妊婦健康診査等費用助成申請書（別記様式）に医療機関等が発行する領収書及び母子健康手帳の受診結果記入欄の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類審査等を行い、健診費用の助成の可否を決定し、当該申請をした者にその結果を通知するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に山鹿市妊婦健康診査等費用助成要綱を廃止する要綱（令和8年山鹿市告示第26号）による廃止前の山鹿市妊婦健康診査等費用助成要綱（平成21年山鹿市告示第85号）の規定によりされた助成の決定、助成金の交付その他の行為は、妊婦健康診査等費用助成事業実施要領の相当規定によりされたものとみなす。

別表（第3条関係）

種別	受診の時期	診査の内容	受診回数	助成額
妊婦 一般 健康 診査	初回	健康状態の把握、定期検査、保健指導、血液型（A B O血液型・R h血液型・不規則抗体）、血算（貧血）及び血糖検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、梅毒血清反応検査、子宮頸がん検査（細胞診）、風疹ウイルス抗体価検査、H I V抗体価検査、H T L V－1抗体価検査、クラミジア・トラコマチス核酸同定検査並びに膣分泌物細菌検査	1回	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表に定める所定点数に10円を乗じて得た額
	妊娠初期（妊娠12週から23週まで）	定期検査	3回（ただし、超音波検査については2回までとする。）	
		定期検査及び超音波検査		
	妊娠中期（妊娠24週から35週まで）	定期検査	6回（ただし、血算（貧血）、血糖及び超音波検査については1回までとする。）	
		定期検査並びに血算（貧血）及び血糖検査		
		定期検査及び超音波検査		
	妊娠後期（妊娠36週から39週まで）	定期検査	4回（ただし、血算（貧血）及び超音波検査については	
		定期検査及び血算（貧血）検査		
		定期検査及び超音波検査		

		査 定期検査並びに血算 (貧血) 及び超音波検査	1回までとする。)	
	随時	健康状態の把握(初診) 健康状態の把握(再診) 保健指導(初回) 保健指導(2回目以降)	随時(受診回数 の判断については、医療 機関等の診査 の内容に合わせる。)	
		膣分泌物細菌検査	1回	
		細菌培養同定検査(G B S)	1回	
		H T L V—1 抗体価検査	1回	
		クラミジア・トラコマ チス核酸同定検査	1回	
妊婦 精密 健康 診査	随時	妊婦一般健康診査の結果、妊娠又は出産に直接影響を及ぼす疾病の疑いのある妊婦に対して行う医師が必要と認めた検査(入院によるものを除く。)	2回	医療保険に係る 一部負担金相当 額
産婦 一般 健康 診査	出産後2月以内	健康状態の把握、定期 検査及び保健指導	1回	5,000円
乳児 一般 健康 診査	出生後2月以内	健康状態の把握、定期 検査及び保健指導	1回	3,000円

別記様式(第4条関係)

妊婦健康診査等費用助成申請書

年 月 日

(宛先) 山鹿市長

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____ (署名または記名押印)
 電話番号 _____

妊婦健康診査等の費用の助成を受けたいので、山鹿市妊婦健康診査等費用助成事業実施要領第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、申請に対し市が請求内容等を医療機関に確認することに同意します。

健診種別	回	受診年月日 (受診日順に記載)	本人支払額 (申請額)
妊婦健診	回	年 月 日	円
	回	年 月 日	円
	回	年 月 日	円
	回	年 月 日	円
	回	年 月 日	円
	回	年 月 日	円
	回	年 月 日	円
	回	年 月 日	円
	回	年 月 日	円
	回	年 月 日	円
	回	年 月 日	円
	回	年 月 日	円
妊婦精密	回	年 月 日	円
	回	年 月 日	円
産婦健診		年 月 日	円
乳児健診		年 月 日	円

上記に関する妊婦健康診査等の費用の助成金を下記の口座に振り込んでください。

振 込 先	金融機関名	支店名 ※ゆうちょ銀行は不要	口座種別 ※ゆうちょ銀行は不要	普通
	フリガナ 口座名義人	口座番号	ゆうちょ銀行以外	ゆうちょ銀行 (記号-番号)

※申請者本人と口座名義人が異なる場合は、下記の委任状に記入してください。

委任状 山鹿市妊婦健康診査等費用助成金の受領については、上記の口座名義人に委任いたします。 年 月 日 委任者 (申請者) 氏名 (署名又は記名押印)

注1) 保険外診療の内容であっても、文書料等の妊婦健康診査の費用の費用に該当しないものは、助成の対象になりません。そのため、領収書の金額と決定額が異なる場合があります。

注2) 明細書をお持ちの方は、領収書と一緒に明細書もお持ちください。